

「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際 実証事業（実証要件適合性等調査）」の公募において 過去実際に頂いたご質問

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

海外展開部



Q1：開発事業者である幹事提案者が、共同提案者であるEPC事業者に請負契約業務を行わせる場合、両者の間で契約を締結する必要はあるか？

A1：共同提案の場合、各提案者がそれぞれNEDOと委託契約を締結し（実証要件適合性等調査）、NEDOに交付申請（実証前調査以降）するため、幹事提案者がEPC事業者に請負業務を発注することにはなりません。しかし、EPC事業者が実証研究で実施するのが幹事提案者の発注を受けての請負業務であれば、研究開発要素がないためEPC事業者は共同提案者とはならず、外注扱いとなる可能性があります。

Q2：対象技術の研究開発・調査・事業の実績がない企業が実績のある企業と共同で提案することはできるか？

A2：共同で提案していただくことはできますが、技術を持たない企業の実証研究における役割を明確にした体制を説明していただく必要があります。

本事業の目的は実証研究の対象技術を普及させることにあるので、その体制が普及に有効であるかが審査されます。

Q3：対象技術に実績がある企業が提案者（助成事業者）となって、実績がない企業に委託することは可能か？また、実証要件適合性等調査の一部の調査項目を、コンサルタント会社に実施させるのは「再委託」に当たるか？

A3：助成事業の委託費は「助成事業のうち申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費」です。委託事業の再委託も同様です。どちらの場合も、研究開発要素が含まれていないのであれば、委託費・再委託費というよりは外注費（技術開発要素のない部分を外注・請負契約で発注する経費）になる可能性が高いのではないかと思います。

なお、実証要件適合性等調査での再委託は原則不可となっておりますのでご注意ください。



Q4：実証研究で、図面作成等を海外グループ会社に外注することを考えているが、外注先の選定において制約はあるか？

A4：1 契約が200万円以上（消費税込み）の場合は、事業者の社内規則にかかわらず、競争原理を用いた2者以上の相見積もりにより選定することが原則です。ただし、作成させる図面によっては外注費（技術開発要素のない部分を外注・請負契約で発注する経費）が使えない可能性もありますのでご注意ください。

Q5：「実証研究の体制（助成事業者）」を確定させるのはいつまでか？

A5：実証要件適合性等調査の提案時の体制を基に、ステージゲート（SG）審査の提案書の実施体制図に記載され、審査で認められた体制（助成事業者）で確定されます。法人名が記載されているだけでは不可で、その法人が助成事業者であることを明記する必要があります。

また、実証前調査では助成事業者とならず、実証研究の段階で助成事業者となる法人がいる場合、SG審査の提案書に実証研究で追加したい法人の名称を助成事業者であることがわかるように記載していただく必要があります。記載がない場合の追加は原則認められません。（万が一、SG審査の提案書に記載していなかった法人を新たに助成事業者として追加したい状況になった場合は、早めにNEDOへ相談してください。助成事業者からの委託・共同研究先又は外注先として追加する場合も同様です。）

NEDOが締結する合意文書の締結先候補（相手国政府機関）又は助成事業者が締結する契約文書（Project Agreement）の締結先候補（相手国企業）が、実証前調査の結果、ステージゲート審査の提案書へ記載したのから変更になる場合については、NEDOに合理的な理由を示していただく必要がありますので、同じく早めにNEDOへ相談してください。

体制 3/5

Q6：実証研究で委託・共同研究先を追加する場合、その条件として「外部有識者の審議等により適切と認められること」とあるが、事前の相談や手続は必要か？

A6：実証研究の実施体制は、実証要件適合性等調査の提案時の体制を踏まえた上で、ステージゲート審査の提案書の実施体制図に記載されたものが原則です。提案書に委託・共同研究先として記載されていない法人を追加する場合、事業化評価の提案書で、追加する理由と業務内容を記載してください。NEDOへの事前の相談もお願いします。

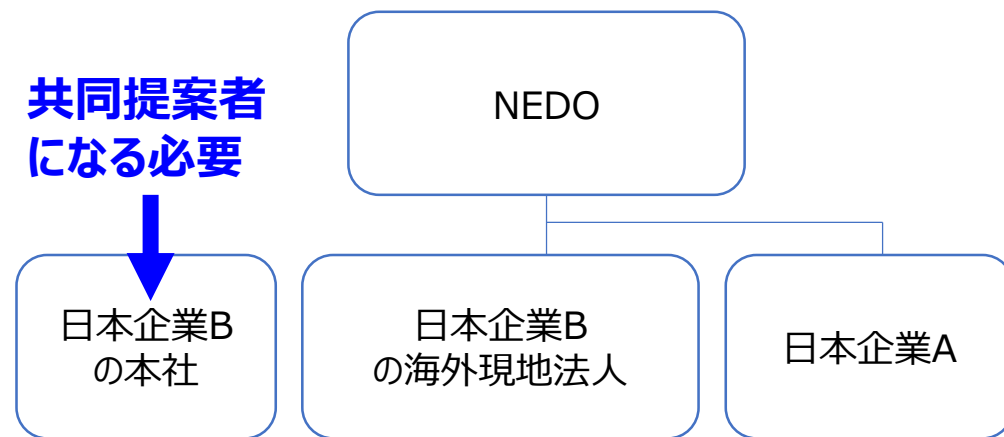
Q7：日本企業Aと日本企業Bの海外現地法人が主導する事業。日本企業Bの本社は関わりが薄いので、日本企業Aと日本企業Bの海外現地法人による共同提案は可能か？

A7：外国法人の提案要件①②③④のうち①②を満たさないので不可。

日本企業Bの本社も共同提案者になる必要があります。

要件①：共同提案者の日本法人が議決権付株式の過半数を有する海外現地法人であること。（現地法制度により過半数を保有できない場合は、日本法人が実質的に一定の権限を行使できる等、NEDOが適切と認める海外現地法人であること。）

要件②：親会社である日本法人と共同で提案すること。





(体制の変更)

Q1：提案書の別紙2「調査の体制」に記載した業務管理者、業務実施者、登録研究員等を採択後に変更（主に追加）することは可能か？

A1：計画変更届出書を提出していただくことにより可能ですが、詳細は[委託業務事務処理マニュアル](#)又は「[課題設定型産業技術開発費助成事業](#)」[事務処理マニュアル](#)をご参照ください。

Q2：現地パートナー企業（外国法人）と設立する予定のSPC（特別目的会社）を実証研究で助成事業者として追加できるか？

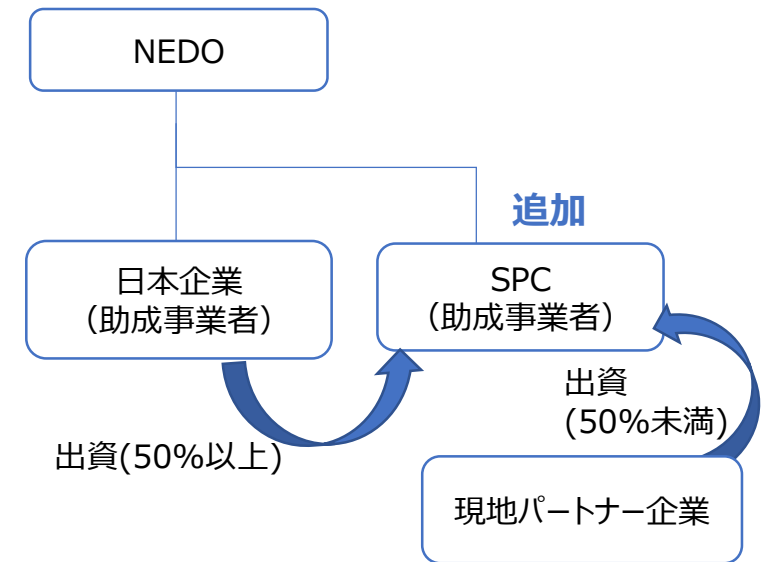
A2：ステージゲート審査の提案書にSPCを助成事業者として追加することが記載され、かつ、外国法人の提案要件①から④を満たし、ステージゲート審査で承認されれば可能です。

要件①：提案者の日本法人が議決権付株式等の過半数を有する海外現地法人であること。（現地法制度に制限があり、過半数を保有できない場合は、NEDOにあらかじめ承認を受けること。）

要件②：親会社である日本法人と共同で提案すること。

要件③：交付規程の内容（各種書類授受、検査、評価等の対応）に関する代理人となること。外国法人の金銭債務について連帯で履行すること。つまり、100%子会社でない場合も100%債務を保証しなければならないことに注意。

要件④：日本の法令への準拠、日本円、日本語の使用等に対応すること。

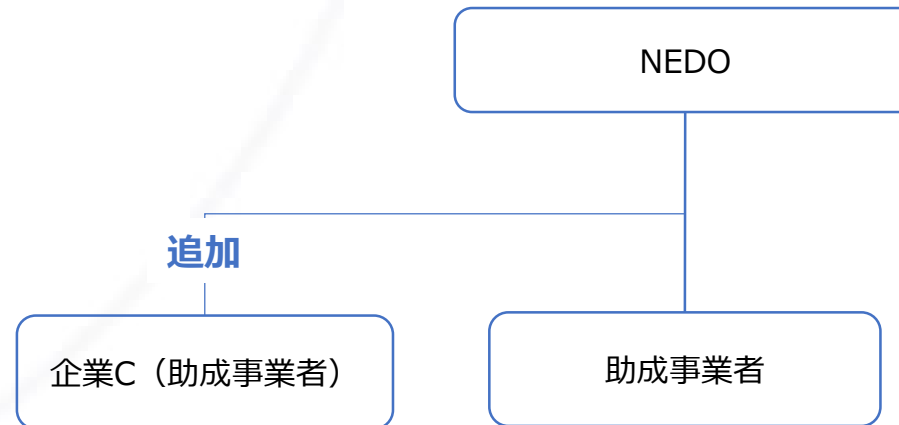




Q3：実証適合性等調査の公募の提案書には実証前調査からエンジニアリング会社（一般名詞）を助成事業者として追加する旨を記載していたが法人名は記載しなかった。実証要件適合性等調査の結果、企業Cが相応しいことが分かったので、企業Cを実証前調査の共同提案者とすることはできるか？

A3：可能。

実証前調査、実証研究、フォローアップ（実施する場合）の実施者（助成事業者）は、実証要件適合性等調査の提案時の体制を踏まえた上で、ステージゲート審査の提案書の実施体制図に助成事業者として記載されていた法人を原則とするので、公募提案時にはエンジニアリング会社（一般名詞）のような書き方でも問題は無い。





Q1：ジョイントベンチャー（JV）を組む場合は、構成員の2/3以上が中小企業者であれば、JVも中小企業の扱いになるか？

A1：本事業では提案者によるJVは認めておらず、各提案者と個別に委託契約、交付決定を行います。提案者毎に助成率（大企業1/2、中小・ベンチャー企業2/3）を判断します。

Q2：助成金を申請する企業が中小企業で、実証研究の自己資金相当額を大企業が負担した場合、助成率は1/2となるのか？

A2：「大企業が負担した場合」という意味が分からないので回答は困難ですが、例えば、実証研究に必要な資金をメガバンク（大企業）から借り入れるということであれば、補助率は2/3となります。また、大企業の負担する形態によっては、実証研究費用から控除する場合があります。

Q3：助成事業者と相手国企業との間に資本関係がない場合、相手国企業への費用の負担率などはあるか？

A3：いいえ。相手国企業へNEDOは助成いたしませんので特に負担率などはありません。



提出書類

Q1：提案書のアップロードに際して、事前の登録・準備などはあるか？

A1：いいえ、ありません。

Q2：提出書類は全て日本語で記載されている必要があるか？

A2：日本語のみです。英語など、日本語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を合わせて提出してください。

Q3：提出書類の中の「直近の事業報告書」の様式はあるか？

A3：いいえ。提案者が会社法に則り作成されている事業報告書を提出してください。



Q1：実証要件適合性調査の経費の積算ルールはあるか？

A1：対象となる経費は調査委託契約約款に添付する調査委託費積算基準に従って計上してください。また、その詳細説明は委託業務事務処理マニュアルに記載しています。

Q2：プラントを建設する費用のみが助成の対象か？あるいはプラントの運転（実証）に係る電気代なども対象となるか？

A2：本事業は、対象技術の有効性を海外の環境下で実証し、その技術を国内外で普及につなげる個別テーマに対して助成するため、実証研究に必要な経費は建設費用以外でも助成対象となります。なお、本事業は外国との協力事業であり、一般に電気等ユーティリティはサイトを提供する相手国企業の負担としています。

国際実証研究費助成金交付規程の第6条と「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルに記載しています。

Q3：相手国企業が実証研究に必要な費用を助成事業者に求めた場合は、助成の対象となるか？

A3：原則なりません。しかし、助成事業者が必要な事項を相手国企業に求めた場合は、対象になる可能性もあるため、個別にご相談ください。

Q4：実証要件適合性等調査で再委託をする場合、再委託できる金額の上限はあるか？

A4：再委託は原則不可となっています。なお、やむを得ず再委託する場合は、別紙4「再委託の理由及びその内容」の記載が必要です。

再委託が認められた場合、金額の上限は、原則委託契約金額の総額の50%未満となっています。

費用計上 2/2

(返納・控除)

Q1：助成金の申請に係る費用計上をし、助成金を受領した後に、実証研究期間中に実証設備を使用して売り上げを生んだ場合、過去に受領していた助成金を返納する義務が発生するか？

A1：助成金を受領した後であっても、実証研究の期間に収入があった場合には、実証研究費用を減額することになり、減額を反映したうえで助成金を精算します。なお、実証研究の期間に売り上げが立ってしまうような場合は、実証研究の必要がないものとして本事業の対象外となるか、採択審査の「明確な課題」などにおいて、低い評価になる可能性があります。

Q2：実証研究の期間に副生物の販売以外の方法で収入が発生した場合で、そのために使った費用をNEDOの助成の対象にしていなくても、返納又は助成金控除の義務はあるか？

A2：実証研究を遂行する中で「収入」が発生する場合は、実証研究費用から当該収入を控除する必要があります。また、実証研究全体が助成の対象ですので、「収入を得るために使った費用をNEDOが助成していない」という事象は考えにくいです。なお、実証研究の期間に収入が得られる場合は、実証研究の必要がないものとして本事業の対象外となるか、採択審査の「明確な課題」などにおいて、低い評価になる可能性があります。

Q3：NEDOから助成金を得て建設した設備を運転し、実証研究の期間に実証研究の副生物を生産したと仮定。建設費用は助成対象とし、その運転費用を助成対象としない場合でも、副生物は実証研究の範囲内と判断されるか？即ち、建設が完了し、副生物を売って収入を上げた時点では、既に助成対象の費用計上を終えていることになるが、得られた収入の分だけ助成金を控除する必要はあるか？

A3：実証研究は建設の補助（助成）ではなく技術の有効性の実証を補助するものですので、実証の期間内に発生した収入は助成金の控除の対象となります。



Q1：実証研究で副生物を生産し、販売して収入を得る場合は、助成対象金額から控除するとあるが、この「副生物」は具体的に何を指しているか？

A1：電気、熱・冷熱、液化油、化学製品、金属等の有価物を指しています。しかし、控除対象となるのは副生物だけではありませんのでご注意ください。（以下は「[課題設定型産業技術開発費助成事業](#)」事務処理マニュアルからの抜粋）

助成事業を遂行する中で、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品、金属等の有価物が副生物として発生する場合のほか、交付申請書の事業内容に計画されたユーザー評価のためのサンプル提供などにより、助成事業者に収入が生じた場合は、当該収入を得るために要した経費の助成対象費用（細目）を選択し、「月別項目別明細表」に当該収入額（消費税抜額）を控除するように計上してください。

Q2：副生物を無償譲渡することは可能か？

A2：前提条件によりますので個別にご相談ください。

相手国との関係（合意文書等の締結）

Q1：NEDOと相手国政府機関との合意文書の締結時期はいつか？

A1：事業化評価を通過したのちに締結します。

Q2：NEDOが合意文書を締結する「相手国政府機関」は具体的にどういう省庁か？複数の省庁と締結する場合はあるか？締結にどの程度の時間を要するか？

A2：G to G（政府間）の協力関係によって対象技術の普及を実現するため、相手国の中央省庁、地方自治体等の政府又は政府に準じる公的機関（基本的にどれか一つ）です。実証研究の内容によっては公社（国営・公営企業）も対象となり得ます。締結先の候補はステージゲート審査応募時に提示していただき、実証前調査の期間にNEDOと相談の上、確定します。締結に要する時間は、事業化評価の採択通知を発行してから早くて1ヶ月、数ヶ月を要する場合など様々です。

Q3：合意文書の交渉は誰が主体となって行うか？

A3：助成事業者は、実証前調査の期間、締結先の候補について理由と共にNEDOに提示します。それ以降の締結先候補への連絡・交渉についての助成事業者とNEDOの役割分担は、ケースバイケースで判断します。

Q4：合意文書の内容を教えてもらうことは可能か？

A4：個々に問い合わせ頂ければ対応いたします。

Q5：助成事業者と相手国企業が締結する契約文書（Project Agreement）のひな形はあるか？

A5：NEDOのホームページでサンプルを公開しておりますので参考にしてください。なお、如才なきことながら、契約文書は助成事業者の責任で締結していただくこととなります。



Q1：実証要件適合性等調査の委託契約書のひな形は公開されているか？

A1：NEDOホームページで公開している調査委託契約標準契約書をご覧ください。実証前調査と実証研究は委託契約ではなく国際実証研究費助成金交付規程が適用されますのでご注意ください。

Q2：本事業は技術的に新規性があるものが重視されると理解しているので、例えば最新のモジュールを利用した陸上太陽光発電や最新のタービン技術を利用した陸上風力発電などで応募することは相応しいか？

A2：両者とも、技術的に何らかの課題があり、現地に導入して実際に運転し、課題を解決する必要があるれば対象となります。企業化に向けた技術的な課題が明確であることが重視されますので新規性は必須ではありません。

Q3：実証要件適合性等調査が採択された後に、何らかの想定外のことが発生した場合、調査の実施を断念することは可能か？

A3：提案者の事情により断念することはやむを得ませんが、可能な限り事前にNEDOにご相談ください。

Q4：実証研究の終了後に相手国の発電事業者が発電機（取得財産）の所有権を100%移譲することはできるか？

A4：できますが、処分制限期間であればNEDOに一定の金額を納付していただく場合があります。

[「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル](#)及び本公募の説明会資料をご確認ください。

Q5：助成事業終了の翌年度以降5年間を経過した後に発生する助成事業に基づく収益があった場合は、収益納付の対象外との認識でよいか？

A5：はい、対象外です。